# 令和6年度 大阪市立学校園人事行政の運営の状況

「大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第6条の規定に基づき、令和6年度における人事行政の運営の状況を次のとおり公表します。

### 1 教職員の任免及び教職員数

教職員数につきましては、令和6年4月1日時点で14,582人、令和7年4月1日時点では14,728人となり、差引146人の増となりました。

#### (1) 教職員数

	令和6年4月1日 教職員数	令和7年4月1日 教職員数	対前年増減数
教職員数	14,582 人	14,728 人	+146 人

(2) 採用者数(令和6年4月1日~令和7年3月31日) 689人

### (3) 退職者数(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

定年退職	その他	合計
224 人	528 人	752 人

#### (4) 再任用職員数

再任用職員とは、わが国が本格的な高齢社会を迎える中、教職員の長年培った能力・経験を有効に活用するとともに、雇用と年金との連携を図るといった観点から、退職後の教職員のうち意欲と能力のある教職員が再度、教職員として任用された者のことをいい、国を始め各地方自治体で再任用制度として実施されています。

再任用職員の勤務形態としては、常時勤務と短時間勤務の2形態がありますが、 退職前の教職員と同様の職務に従事しており、教職員の服務についても同じように 適用されます。

令和7年4月1日の再任用(短時間勤務)の教職員数 111人 (注)再任用(短時間勤務)の教職員については、(1)教職員数に含んでいません。

令和7年4月1日の再任用(フルタイム勤務)の教職員数 512人 (注)再任用(フルタイム勤務)の教職員については、(1)教職員数に含んでいます。

## 2 教職員の人事評価

学校園においては、教職員の能力や勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて 人事管理を行うことは、公務能率や教職員の勤務意欲の向上等の観点からも重要です。 教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織 の活性化を一体的に図ることをめざして、全ての教職員に対して「人事評価制度」を 実施しています。

### (1) 令和6年度評価結果分布(教育職員)

区 分 (分布の割合)	第1区分 (5%)	第2区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	計
人数	561	2, 158	7, 906	131	11	10, 767
割合	5. 2%	20.0%	73.4%	1. 2%	0. 1%	100%

- ※本市の評価制度を参考に上位区分(第1·第2区分)のみ一部相対化する制度を導入しています。
- ※上記表における割合については、端数処理等の都合上、合計値が 100%にならない場合があります。

# (2) 令和6年度評価結果分布(職員)

区 分 (分布の割合)	第1区分 (5%)	第2区分(20%)	第3区分	第4区分	第5区分	計
人数	76	303	1, 078	37	10	1, 504
割合	5. 1%	20. 1%	71.7%	2. 5%	0.7%	100%

- ※新規採用者及び任用替初年度の職員を除き、再任用職員を含みます。
- ※上記表における割合については、端数処理等の都合上、合計値が 100%にならない 場合があります。

# 3 教職員の給与

### (1) 人件費

(令和6年度決算見込)

住民基本台帳人口	歳出総額	人件費	人件費率
(令和7年1月1日現在)	(A)	(B)	(B/A)
2, 795, 470 人	228, 425, 134 千円	134,699,584 千円	59.0%

(注) 人件費には教育委員会事務局職員分を含みます。

# (2) 職員給与費

### (令和6年度決算見込)

表 教職員数 -		ź	合 <u> </u>	· 費		一人当たり給与
区分	教職員教 (A)	給料	職員手当	期末·勤勉手 当	計 (B)	費 (B/A)
一般職	12,493 人	48, 540, 488	13, 430, 093	23, 611, 657	85, 582, 238	6,850 千円
川又刊取		千円	千円	千円	千円	0,850   🖂
再任用フ	543 人	2, 001, 768	535, 269	519, 220	3, 056, 257	
ルタイム		2,001,708 千円	555, 209 千円	·		5,628 千円
勤務職員		一	干円	千円	千円	
再任用短	135 人	340, 906	74 110	82, 523	497, 539	
時間勤務		·	74, 110	·	·	3,685 千円
職員		千円	千円	千円	千円	

- (注1) 職員手当には、退職手当を含んでいません。
- (注2) 再任用フルタイム勤務職員及び再任用短時間勤務職員は外数です。

# (3) 教職員の平均給料月額及び平均年齢

# (令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
小・中学校教育職	348, 400 円	39.2 歳
高等学校教育職	312, 300 円	61.4 歳
幼稚園教育職	308, 300 円	38.6歳

(注) 高等学校教育職については、大阪府高等学校への派遣教員及び専修学校に在籍する教員が対象。

# (4) 教職員の主な学歴別の初任給

(=) () () () () () ()	(1:10:1   -/4 - 1:/2 144/	
区	初 任 給	
小・中学校教育職	大 学 卒	256,800 円
	短 大 卒	236, 300 円
幼稚園教育職	大 学 卒	228,000 円
<b>纠惟園教育槭</b>	短 大 卒	204, 700 円

# (5) 級別の教職員数等

# ① 級別教育職員数

# (令和7年4月1日現在)

# 小•中学校教育職

区分	1級	2級	特2級	3級	4級	計
標準的な職務内容	講師 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	副校長 教頭	校長准校長	I
職員数	359 人	10,014 人	456 人	458 人	406 人	11,693 人
構成比	3.1%	85.6%	3.9%	3.9%	3.5%	100.0%

# 高等学校教育職

区分	1級	2級	特2級	3級	4級	計
標準的な 職務内容	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手	教諭 養護教諭 栄養教諭	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	教頭	校長准校長	-
職員数	1人	33 人	0人	0人	1人	35 人
構成比	2.9%	94.2%	0%	0%	2.9%	100.0%

<sup>(</sup>注) 高等学校教育職については、大阪府立高等学校への派遣教員及び専修学校に在籍する教員が対象。

### 幼稚園教育職

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な 職務内容	講師 助教諭 養護助教諭	教諭養護教諭	主幹教諭指導養護教諭	園長	
職員数	27 人	161 人	57 人	46 人	291 人
構成比	9.3%	55.3%	19.6%	15.8%	100.0%

# ② 昇給への勤務成績の反映

令和7年度における昇給への勤務成績の反映状況については、下記のとおりです。

評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
计侧区刀	(5%)	(20%)		(75%)	
小・中学校教育	4 号給	4 号給	4号給	2号給	0 号給
職	( 1号	( 1 号	( 0 号	(0号	(0号
相联	給)	給)	給)	給)	給)
高等学校教育職	4 号給	4 号給	4 号給	2号給	0 号給
向守子仪教育嘅	( 1 号	( 1 号	( 0 号	( 0 号	( 0 号
	給)	給)	給)	給)	給)

<b>分班国券</b> 吞啦	4 号給	4 号給 4 号給		2 号給	0 号給
幼稚園教育職	( 1 号	( 1 号	( 0 号	( 0 号	( 0 号
	給)	給)	給)	給)	給)

・( )内は55歳以上の職員の昇給号給数です。

# (6) 教育職員の学歴別・経験年数別の給料月額 (令和7年4月1日現在)

区分	学麻	学歴経験年数			
	<b>子</b> [進	10年	15 年	20 年	
小・中学校教育職	大学卒	324,600 円	364, 200 円	394,600 円	
高等学校教育職	大学卒	_	_	_	
<b>分班周券</b>	大学卒	269,800 円	312,900 円	_	
幼稚園教育職	短大卒	_	_	334, 700 円	

(注1) 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業等における在職期 間がある場合は、その年数を換算して加えた年数をいいます。

(注2) 職員数が3人以下である経験年数については記載していません。

### (7) 期末・勤勉手当

# ① 特定管理職員

			勤勉	計	
	6月期	1.025月分	1.225月分	2.250月分	
	0 万 勑	(0.5875月分)	(0.5875月分)	(1.1750月分)	
令和6年度	12 月期	1.025月分	1.225月分	2.250月分	
7740千度		(0.5875月分)	(0.5875月分)	(1.1750月分)	
	計	2.050月分	2.450月分	4.500月分	
	ĒΙ	(1.1750月分)	(1.1750月分)	(2.3500月分)	
令和7年度	令和7年度 6月期		1.250月分	2.300月分	
中和7年度 0月期		(0.600月分)	(0.600月分)	(1.200月分)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有	<u> </u>	

# ② 一般職員

			勤勉	計	
	6 <del>Н Ш</del>	1.225月分	1.025月分	2.250月分	
	6月期	(0.6875月分)	(0.4875月分)	(1.1750月分)	
令和6年度	12 月期	1.225月分	1.025月分	2.250月分	
7110千度		(0.6875月分)	(0.4875月分)	(1.1750月分)	
	計	2.450月分	2.050月分	4.500月分	
	ĒΙ	(1.375月分)	(0.975月分)	(2.350月分)	
令和7年度	6月期	1.250月分	1.050月分	2.300月分	
7417年度	中和7年及 0月期		(0.500月分)	(1.200月分)	
職制上の段階、	職制上の段階、職務の級等による加算措置			<u>.                                    </u>	

(注)() 内の月数は、再任用職員にかかる支給月数です。

※特定管理職員とは、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)適用者でその職務の級が3級以上である者 (校長、准校長、副校長及び教頭)及び教育職給料表(3)適用者でその職務の級が4級である園長を言います。

# 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映

(令和7年度6月期)

教育職給料表適用者

評価区分	校長、所長、准校長 及び園長	副校長及び教頭	左記以外の 教育職給料表適用者
第1区分	1. 542	1. 474	1.116
<b>第1区</b> 刀	(0.600)	(0.600)	(0.500)
笠り区八	1. 390	1. 362	1. 094
第2区分	(0.600)	(0.600)	(0.500)
笠り区仏	1. 238	1. 250	1. 061
第3区分	(0.600)	(0.600)	(0.500)
第4区分	1. 105	1. 117	1. 006
<b>男4</b> 色分	(0.533)	(0.533)	(0.478)
<b>笠</b> E 豆 八	0. 984	0. 996	0. 962
第5区分	(0.472)	(0.472)	(0.455)

<sup>※</sup> 適用される成績率は、前年度評価結果及び勤勉手当基準日(令和6年6月1日)時点の職位によります。 (注)( )内の月数は、再任用職員にかかる支給月数です。

# (8) 諸手当の状況

# ① 特殊勤務手当

名称	内容		単価
	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務		3,750~16,000円
	修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		5, 100 円
教員特殊業務手当	対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額	5, 100 FJ
<b>叙貝付外未伤于</b> 日	学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習における児童又は生徒に	日銀	1,800~3,600円
	対する指導業務		
	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務		900円
	夜間学級を設置する中学校に勤務する主幹教諭等が、本務として夜間学級で行う教育		1 F00 III
夜間教育等勤務手当	又は養護の業務に従事	日額	1,500円
仪间软月等勤伤于日	夜間学級を設置する中学校に勤務する校長等が、夜間学級に係る校務の整理等の業務	日銀	1,200円
	に従事		1,200 円
	教育職員及び指導主事が、暴風等その他の異常な自然現象又は大規模な火災等により		通常: 720円
緊急対策業務等手当	市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対	日額	超帝 · 720 円 日没~日出 : 1,080 円
	する高度の危険が予測される状況の下で行う緊急の対策業務等		日仅「日田.1,000「1
	地震、津波又は大規模な火災、爆発等が発生した区域に派遣されて行う災害応急対策		通常:1,080円
災害応急作業等派遣手当	又は災害復旧のための作業又は業務	日額	深夜:1,620円

# ② その他手当

区分	ク他手当 <sub>内容</sub>				支給額	年4月1日現仕)
					校園長	0円
			配偶者	配偶者 -		3,000円
			子 (22 前	成の年度末まで)	I	11,500円
扶養手当	職員と生計を一にし、かつ主としてそ の職員の収入により生計を維持する者	月額	その他 ・孫、弟	妹(22歳の年度末まで)	校園長	3,500円
	(扶養親族) のある職員に支給			祖父母 (60 歳以上) 著しい障害がある親族	校園長以外	6,500円
				15 歳に達する日後の最初の E度末までの子	4月1日から	5,000円
地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員に 支給	月額	(給料(	教職調整額を含む)+扶養ヨ	5当+管理職手当	) ×16/100
				家賃額		手当額
				10,000 円を超え	上11,500 円以下	1,500円
	自ら居住するため住宅を借り受け、月	月額		11,500 円を超え	上 21,500 円以下	1,500 円~11,500 円
	額 10,000 円を超える家賃を支払ってい		-1-11	21,500 円を超え	54,500 円以下	11,500 円~28,000 円
ひ日エル	る職員に支給		市外	54,500	円を超える場合	28,000 円
住居手当				21,500 円を超え	59,500 円以下	11,500 円~30,500 円
			市内	59,500	円を超える場合	30,500 円
			単身赴任	手当を支給される職員で、酉	己偶者が居住	
			するため	の住宅を借り受け、月額 10,	000 円を超え	上記の額の 1/2
			る家賃を	支払っている職員		
			①通勤の	ため交通機関等を利用する耶	战員	6 箇月定期券の価額を基本とした 運賃に相当する額
			②通勤の	ため自転車等の交通用具を使	<b></b>	1箇月につき、使用距離区分に応 じた額
				片道 2 km 未満		0円
						※身体障がいのため
						歩行が困難な職員
		n der				2,000円
		月額		2 km 以上 5 km 未満		2,000円
通勤手当	職員の通勤費に対して支給			5 km 以上 10km 未満		4, 200 円
				10km 以上 15km 未満		7, 100 円
				15km 以上 20km 未満		10,000円
				20km 以上 25km 未満		12,900円
				25km 以上 30km 未満		15, 800 円
				30km 以上 35km 未満		18,700円
				35km 以上 40km 未満		21,600円
				40km 以上 45km 未満		24, 400 円

区分	内容				支給額	
			45	km 以上 50km st	未満	26, 200 円
			50	km 以上 55km 5	未満	28, 000 円
			55	km 以上 60km 5	未満	29, 800 円
			60	km以上		31,600 円
			(加算	)身体障がい	のため歩行することが	L 著しく困難な職員に対する特例
						2,700 円
			①と②の1月あた	りの合計額が	55,000 円を超える場合	うは、1月につき 55,000 円
			基本額			30,000 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署		(加算) 職員の住	居と配偶者の	住居との距離が	距離区分に応じた額
	の移転に伴い、住居を移転し、やむを		100km 以上ある場	合		
	得ない事情により、同居していた配偶			100km 以上	300km 未満	8,000円
	者と別居することとなった職員で、通			300km 以上	500km 未満	16,000 円
	勤することが困難であると認められる			500km 以上	700km 未満	24,000円
	もののうち、単身で生活しているもの	月額		700km 以上	900km 未満	32,000 円
	に支給			900km 以上	1,100km 未満	40,000円
				1,100km 以	上 1,300km 未満	46,000 円
				1,300km 以	上 1,500km 未満	52,000 円
				1,500km 以	上 2,000km 未満	58,000 円
				2,000km 以.	上 2,500km 未満	64,000円
				2,500km 以.	Ŀ	70,000円
						l
在宅勤務等手	職員の住居その他これに準ずる場所に					
当	おいて、所定の勤務時間の全部を勤務 することを3ヶ月以上の期間について1	月額				3,000円
	ヶ月当たり平均10日を超えて命令され					
	た職員に支給					
	12-19074 (XIII)				一般	再任用
	管理又は監督の地位にある職員に対し		校長(大規模・		74%	13 1007 10
管理職手当	て、その職務の特殊性に基づき支給		困難校)		88,000 円	62,000 円
		月額	校長(上記以			
			外)		80,000 円	59,000 円
	(注) 短時間勤務職員については、勤		准校長・園長		69,000円	50,000円
	務時間に応じて支給されます。		副校長・教頭		67,000 円	48,000 円
	高等学校の工業に係る産業教育に従事			1		21,000 円
産業教育手当	する教育職員に支給	月額			(定時	制教育手当を受ける者は 13,000 円)
	定時制の課程を置く高等学校の教育職					1,500円
定時制教育手当	員に支給	日額	(校長	長又は本務とし	て定時制の課程に関す	<sup>-</sup> る校務を整理する教頭は 1, 200 円)
義務教育等	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園等	月額	小・中学校、高等学校			2,000 円~8,000 円
教員特別手当	に勤務する教育職員に支給		幼稚園		1,000 円~3,750 円	
		1時間	勤務1時間当たり	の給与額×支	給割合	

区分	内容	支給額					
				所定の勤務時間が	割り振られた日	における勤務	125/100 (※150/100)
			支給	〃 (午後 10 時	寺から翌日の午前	j5時までの勤務)	150/100 (※175/100)
	所定の勤務時間以外の時間に勤務する		割合	上記以外の勤務			135/100 (※150/100)
超過勤務手当	ことを命ぜられ勤務した職員に支給			ッ (午後 10 時	寺から翌日の午前	∫5時までの勤務)	160/100 (※175/100)
			※1月の	合計が 60 時間を超え	える場合(支給に	替えて代休を取得	する場合は、
			通常の支給割合)				
	所定の勤務時間として午後 10 時から翌						
夜間勤務手当	日の午前5時までの間に勤務した職員	1時間	勤務1時	間当たりの給与額×	25/100		
	に支給						
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に	1 🗉					5,800 円~7,700 円
旧口巨于日	支給	1 🖽					5, 800 H · • 1, 100 H
	管理又は監督の地位にある職員に対し		校長及び園長		休日		8,500円
	て、以下の区分の勤務を行った際に支		枚女及い	·园文	勤務日深夜		4, 300 円
	給				休日		7,000円
	1. 休日に臨時又は緊急の必要その他		副校長及	び教頭	勤務日深夜		
	の公務の運営の必要により勤務した場				<b></b>		3, 500 円
	合						
		1回					
	2. 勤務日に臨時又は緊急の必要その		※休日に	6時間を超えて勤務	した場合は上記の	の額に 100 分の 15	0 を乗じて得た額
	他の公務の運営の必要により午前0時						
管理職員特別	から午前5時までの間にあって所定の						
勤務手当	勤務時間以外に勤務した場合						

# (9) 退職手当

区	分	自己都合	定年・勧奨
	勤続 20 年	19.6695月分	24. 586875 月分
支給率	勤続 25 年	28. 0395 月分	33. 27075 月分
<b>人</b> 和学	勤続 35 年	39. 7575 月分	47.709月分
	最高限度額	44. 7795 月分	47.709月分

<sup>(</sup>注) 令和 6 年度の大阪市の 1 人あたりの平均支給額は、自己都合の場合 1,793 千円、定年・勧奨の場合 19,012 千円となっています。

### 4 教職員の勤務時間及び休暇

一般的な教職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までで、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休みとなっています。(ただし、勤務時間については、職種、勤務場所等によって異なる場合があります。)

再任用(短時間勤務)の教職員については、週当たりの勤務時間は31時間を超えない範囲で定めています。

また、休暇については、原則として年間 20 日の年次有給休暇が与えられるほか、病気休暇、介護休暇、介護時間休暇及び下表等の有給の特別休暇があります。

### 教職員の勤務時間及び休暇

特別休暇の種類・事由	付与日数
分べん(産前産後)休暇	16 週間
生理休暇	1回につき2日以内(年13回以内)
結婚休暇	5日以内
忌引休暇	7日以内
配偶者分べん休暇	2 日以内
子の看護等休暇	5日以内(対象の子が2人以上の場合は
丁の有護寺体ャ	10 日以内)
夏季休暇	5 日以内
妊娠障害休暇	7日以内
骨髄提供(ドナー)休暇	必要な期間
ボランティア休暇	5日以内
交通制限・遮断、不可抗力の事故等	必要な期間
選挙権等の行使	必要な期間
非常災害による住居の滅失・損壊等	7日以内
裁判員、証人、参考人等としての国会、裁	いまな、中間
判所、人事委員会等への出頭	必要な期間
育児参加休暇	5日以内
育児時間休暇	1日2回・90分以内
后世 <u>众</u>	5日以内(要介護者が2人以上の場合は
短期介護休暇	10 日以内)
山 <b>生</b> 井守二下 <b>仁</b> 昭	5日(教育長が定める不妊治療を受ける場
出生サポート休暇	合は10日)

#### 5 教職員の休業

育児休業は、生後3年未満の子を養育する職員が、育児のため、請求により休業できる制度です。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の養育のため、請求により始業時又は終業時において2時間以内で休業できる制度です。

令和6年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業	部分休業
教職員	473 人(112 人)	102人(5人)

※ ( ) 内の数字は、全体の取得者の内、男性教職員の取得者数を示しています。

# 6 教職員の分限及び懲戒

分限処分は、公務能率の維持向上を目的として行われる処分です。一方、懲戒処分は、職員の非違行為に対して道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる処分です。

令和6年度の分限処分件数及び懲戒処分件数は次のとおりです。

#### (1) 分限処分件数(令和6年度)

分限処分の種類						
<b>炒</b> 人		休職			『欠 √△	合計
降任	免職	起訴休職	病気休職	進学休職	降給	1
0	0	0	241	2	0	243

## (2) 懲戒処分件数(令和6年度)

		免職	停職	減給	戒告	合計
1	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
2	一般服務義務違反関係	2	6	12	1	21
3	一般非行関係	3	1	0	0	4
4	収賄等関係	0	0	0	0	0
5	道路交通法違反	1	0	0	0	1
6	監督責任	0	0	0	0	0
	合 計	6	7	12	1	26

(注)「1 給与・任用に関する不正」: 諸給与の不正領得等

「2 一般服務義務違反関係」: 秘密漏洩、職務専念義務違反、兼業等

「3 一般非行関係」: 傷害・暴行、窃盗、わいせつ事件等

「4 収賄等関係」: 収賄、横領等

「5 道路交通法違反」: 私事上及び公務上の交通事故事件、道路交通法違反事件

「6 監督責任」: 職務上の事件に関する管理監督責任者の処分事例等

#### 7 教職員の服務

全ての教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の 遂行に専念しなければなりません。

そのため、教職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

こうした服務規律の確保に向け、昨年度においても、機会を捉えて服務規律確保の 周知徹底を図るとともに、夏季や年末等の節目に綱紀保持の通知を行うなど、教職員 一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

### 8 教職員の退職管理

退職時に課長級以上であった者(平成25年度末日以降の退職者)について令和6年7月2日から令和7年7月1日の間に再就職した状況は次のとおりです。

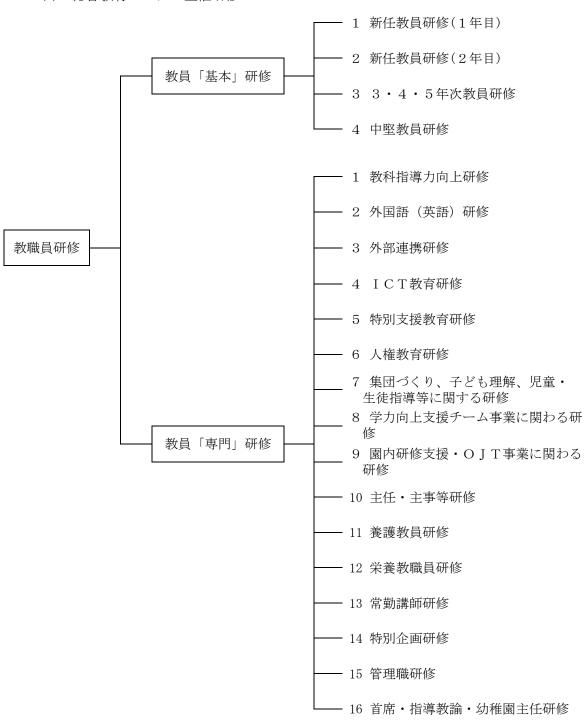
### 【退職時補職別再就職状況】

再就職先区分	合計
① 外郭団体・外郭団体の子法人	0人
② 職員派遣団体	0人
③ 財政的援助法人	0人
④ 国·他自治体	1人
⑤ 民間企業 (株式会社)	2 人
⑥ その他 (一般財団法人・社会福祉法人等)	6人
⑦ 大阪市	0人
合 計	9人

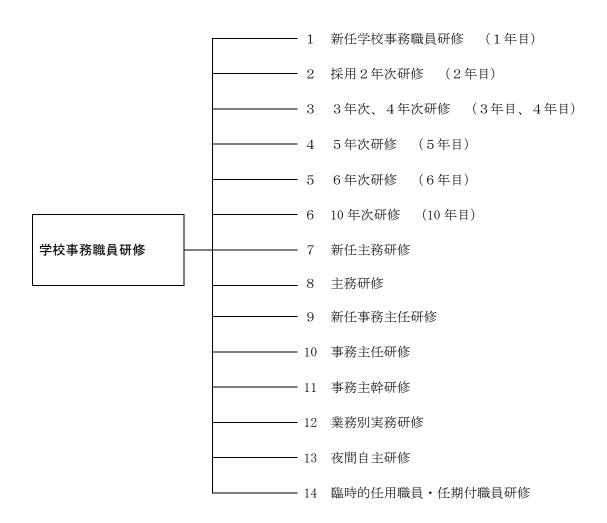
#### 9 教職員の研修制度

教職員に対する研修は、「人間尊重の精神を基盤に、職務を遂行するために必要な知識や技能など、資質や能力の向上を図るとともに、教育に対する使命感など教職員の意識改革を促し、学校園の教育力の充実を支援する」ことを基本方針とし、校園種・経験年数・課題等に応じて、体系的・計画的に実施しています。

### (1) 総合教育センター主催研修



# (2) 学校運営支援センター主催研修



#### 10 教職員の福利厚生

快適な職場環境の形成を促進し、教職員の健康の保持及び体力の増進を図るため、 各種の事業を実施しています。

教職員の健康管理・疾病予防対策としては、各職場の衛生管理者等が教職員の健康 管理に努め、教職員全員に対して健康診断及びストレスチェックを実施し、健康上留 意を要する者の早期発見に努め健康回復のため随時助言と指導を行うとともに、休業 を要する者に対しては療養に専念させる措置をとるなど、健康管理に努めています。

同時に、安全管理についても各職場における災害発生の未然防止に注意を払うとと もに、公務上の災害が発生した場合は、地方公務員災害補償法により所定の補償を行 っています。

また、勤労者財産形成貯蓄などの事業を行っています。

なお、学校園においては、共済制度(健康保険、年金等)については公立学校共済 組合が所管しており、互助会については、大阪市職員互助会と大阪府教職員互助組合 がそれぞれ所管しています。

#### (1) 教職員疾病対策(健康管理)事業

労働安全衛生法及び規則に基づき、職業病予防及び生活習慣病予防を中心に、定期健康診断をはじめとする各種健康診断を実施しています。

また、近年ストレスの多い現在社会の中で年々増え続けるこころの健康問題予防のため、ストレスチェックを実施し職場環境改善に努めたり、メンタルヘルスに関する講習会等を開催するなど、教職員のこころの健康の保持増進に努めています。

健 康 診 断 名 称	受診人数
定期健康診断	12,841 人
胃検診	2,437 人
特別健康診断(医療機関実施)	52 人
特別健康診断(集合研修)	137 人 うち事後フォローとして 28 人
雇い入れ時健康診断	1,220人
ストレスチェック調査	14, 155 人

※R6 年度より特別健診(医療機関実施)について、受診希望調査を行い希望者全員 健診対象者とするよう変更。

※集合研修について、R6 年度より公務災害予防の観点をもとに 2 年毎に全員受診できるよう変更

#### (2) 公務災害·通勤災害補償事業

教職員の公務上の災害又は通勤途上における災害について、地方公務員災害補償 法等の関係法令に基づき補償を行っています。

公務災害及び通勤災害認定件数 (令和6年度)

公務災害	108 件
通勤災害	40 件
計	148 件

# (3) 教職員相談事業

教職員やその家族のさまざまなメンタルヘルスや生活上の相談に、電話、メール 及びカウンセリングにより応じています。

# 新規相談件数の状況(令和6年度)

事項	新規件数	総利用者数 (延)
メールによる相談	0	0
電話による相談	28	61
面談による相談	7	10

# (4) 事業経費について

事 業	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
教職員疾病対策事業	89, 783, 244	111, 400, 000	
教職員衛生管理	731, 500	841, 000	
教職員相談事業	1, 673, 100	3, 646, 000	
教職員被服貸与事業	12, 383, 624	16, 151, 000	
財形貯蓄事業	92, 888	95, 000	
計	104, 664, 356	132, 133, 000	

<sup>※</sup> 教職員相談事業等には、メンタルヘルスにかかる普及啓発等の経費を含みます。

# (5) 福利厚生事務事業について(令和6年4月1日現在)

	教職員の相互共済及び福利増進のために、大阪府教職員
互助組合、互助会	互助組合及び大阪市職員互助会が設置されており、給付
	事業及び貸付事業等を実施しています。
	地方公務員等共済組合法に基づいて設置された公立学校
共済組合の負担金	共済組合の共済制度に対して法定の負担金を交付してい
	ます。

# お問合せは

1、2、5、6、7、8 ··· 大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当 (TEL 06-6208-9121)

3、4、10 ··· 大阪市教育委員会事務局教務部教職員給与·厚生担当 (TEL 06-6208-9131・9138)

9-(1) ・・・・ 大阪市総合教育センター 教育振興担当

(TEL 06-6718-7457)

9-(2) ・・・・ 大阪市教育委員会事務局学校運営支援センター 事務管理担当

(TEL 06-6115-7704)